

(仮称)三島市下水道施設の構造及び 維持管理の基準に関する条例案

パブリックコメント用資料

三島市

平成 24 年 9 月 10 日～平成 24 年 10 月 9 日

(仮称)三島市下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例案についてパブリック・コメントを募集します。

パブリック・コメント制度とは、市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度です。

今回、次の条例を制定するにあたり、皆様の意見を広く募集します。

1 案件名 (仮称)三島市下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例案

2 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」が平成24年4月1日に施行され、下水道法(昭和33年法律第79号)についても一部改正されました。

これに伴い、これまで政令で定められていた下水道施設の構造の技術上の基準及び維持管理の基準について、政令を参酌して条例で定めることとなったため、この下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例を制定します。

3 条例制定の方針

下水道施設の構造の技術上の基準及び維持管理の基準について、政令に定められた基準を参酌し、別添「(仮称)三島市下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例の概要」とおり定めます。

4 条例施行予定日

平成25年4月1日

5 募集期間

平成24年9月10日(月)から平成24年10月9日(火)まで

6 提出方法

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に、直接、郵送、FAX又はEメールで提出してください。

(仮称)三島市下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例の概要

下水道法施行令			条例への委任の方法・方針等	
条	内容	詳細	委任の方法	条例化の方針・考え方
第5条の7	公共下水道又は流域下水道の構造の基準	法第7条第2項(法第25条の10において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道(注1)又は流域下水道(注2)の構造の基準は次条から第5条の11までに定めるところによる。	参酌すべき基準	現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。
第5条の8	排水施設及び処理施設に共通する構造の基準	排水施設(注3)及び処理施設(注4)(これを補完する施設を含む。第5条の10において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管(注5)その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして行うことができる。 三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令(注6)で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手(注7)の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。	参酌すべき基準	現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。
第5条の9	排水施設の構造の基準	排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 一 排水管の内径及び排水渠(きょ)(注8)の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量(注9)に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工(注10)の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。 三 暗渠(きょ)(注11)その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。 四 暗渠(きょ)である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配(注12)が著しく変化する箇所その他管渠(きょ)の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。 五 ます(注13)又はマンホール(注13)には、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。 六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。	参酌すべき基準	現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。
第5条の10	処理施設の構造の基準	第5条の8に定めるもののほか、処理施設(終末処理場(注14)であるものに限る。第二号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。 一 脱臭施設(注15)の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。 二 汚泥(注16)処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。	参酌すべき基準	現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。

(仮称)三島市下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例の概要

下水道法施行令		条例への委任の方法・方針等	
条	内容	詳細	委任の方法 条例化の方針・考え方
第5条の11	適用除外	前二条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。 一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道	参酌すべき基準 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。
第13条	終末処理場の維持管理	終末処理場の維持管理は、次に定めるところより行うものとする。 一 活性汚泥(注17)を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体(注18)又は膨化(注18)を生じないようにエアレーション(注19)を調節すること。 二 沈砂池(注20)又は沈殿池(注20)のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。 三 急速濾過法(注21)による場合は、濾床(注21)が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材(注21)が流出しないように水量又は水圧を調節すること。 四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。 五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。 六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。	参酌すべき基準 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。
第17条の10	都市下水路の構造の基準	第5条の8、第5条の9(第6号に係る部分を除く。)及び第5条の11の規定は、政令で定める都市下水路(注22)の構造の基準について準用する。	参酌すべき基準 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。
第18条	都市下水路の維持管理の基準	都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。 一 しゅんせつ(注23)は、一年に一回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。 二 洗浄ゲート(注24)その他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、一月に一回以上行うこと。	参酌すべき基準 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。 洗浄ゲート及び洗浄のための施設は、本市都市下水路に存在しないこと及び今後においても設置する必要がないことから条例化しないこととする。

(仮称)三島市下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例の概要

【用語解説】

注1 公共下水道(こうきょうげすいどう)

地方公共団体が主に市街地における生活排水(家庭や事業所から排出される汚水)を処理する一連の仕組みをいう。

注2 流域下水道(りゅういきげすいどう)

2つ以上の市町村をまたぐ下水道。都道府県が管理するものであることから、今回の条例化では該当しない。

注3 排水施設(はいすいしせつ)

主に生活排水を処理施設まで運ぶ施設(→管路(かんろ)、管渠(かんきょ))

注4 処理施設(しよりしせつ)

生活排水から排出される汚水を処理する施設
(→終末処理場(しゅうまつしよりじょう))

注5 多孔管(たこうかん)

多数の穴が開いた管のこと。穴には土などの不要物が入らないよう細工することにより、水だけを取り込むことができる。

注6 国土交通省令(こくどうつうしょうれい)

国土交通大臣が制定する命令。法律から委任を受けて、法律の手続き面を補う規定や、申告書等の様式が定められているもの。この場合において、下水道法施行規則のことをいう。

注7 可撓継手(かとうつぎて)

力を加え変形しても折れることなく、自在に曲げることができる、2つの部分を接合する構造の総称をいう。

注8 排水渠(はいすいきょ)

トイレや風呂、庭の掃除などで汚れた水を流す水路のこと。

注9 計画排水量(けいかくはいすいりょう)

土地の面積や建物の種類によってその地域から排出されると想定される下水の水量のこと。

注10 減勢工(げんせいこう)

水の勢いを抑えるための設備のこと。

注11 暗渠(あんきょ)

地下に埋められた水路のこと。

注12 勾配(こうばい)

構造物の傾きのこと。

注13 ます、マンホール

下水道や暗渠を管理するために設置する縦穴のこと。

注14 終末処理場(しゅうまつしよりじょう)

下水をきれいに処理して、河川や海などに放流する処理施設。下水処理場。
三島市においては浄化センターという。

注15 脱臭施設(だっしゅうしせつ)

下水を処理する過程で発生する悪臭を外に出さないために臭いを処理する施設をいう。

注16 汚泥(おでい)

下水に含まれる固形分が、ある程度濃縮された状態のものをいい、流入した下水に含まれる固形分を濃縮した汚泥と増殖し余分となった活性汚泥(注17)を濃縮した汚泥とがある。

注17 活性汚泥(かつせいおでい)

下水を処理し浄化する微生物が多く含まれている汚泥のことをいう。

注18 解体と膨化(かいたいとぼうか)

活性汚泥は処理状態が正常なときはある程度の塊を形成しているが、正常な状態でなくなると細かく分解し浮遊して流出してしまう「解体」という状態や、塊が大きくなりすぎて沈殿池で沈殿することができず流出してしまう「膨化」という状態が起こる可能性がある。

注19 エアレーション

活性汚泥中の微生物が活発に活動するよう、下水と活性汚泥を混合したものに空気を送り込むこと。

注20 沈砂池と沈殿池(ちんさちとちんでんち)

終末処理場に流れてくる砂などの比較的重い固形分を沈殿させ除去する池を「沈砂池」という。また、下水中の固形分を沈殿させる池を「沈殿池」といい、流入した下水に含まれた固形分を沈殿させる池を「最初沈殿池」。活性汚泥を沈殿させる池を「最終沈殿池」という。

注21 急速濾過・濾床・濾材(きゅうそくろか・ろしょう・ろざい)

処理した下水を再利用するために、処理水中の細かい固形分を除去する施設を「急速濾過施設」という。タンク内に細かい砂を充填し、処理水を流して濾過するが、この充填した砂を「濾材」、砂を充填してある部分を「濾床」という。

注22 都市下水路(としげすいろ)

公共下水道及び流域下水道を除く下水道で、下水を排除するための水路のこと。

注23 しゅんせつ

水路に溜まった砂などを除きとること。

注24 洗浄ゲート(せんじょうげーと)

洗うためのゲート。下水道法が制定されたとき下水を流すことで環境が悪化することから洗浄する施設が設けられたと考えられる。本市では雨水のみの排除として整備していることから設けておらず、また今後も整備しない施設。